

鹿屋市敬老バス乗車賃助成金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市敬老バス乗車賃助成金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付要綱

第1条中「乗車賃」の次に「及びかのや市乗合タクシー乗車賃」を加える。

第2条中「（以下「助成金」という。）」を「（以下「バス助成金」という。）及びかのや市乗合タクシー乗車賃の助成金（以下「乗合タクシー助成金」という。）」に、「資格者」を「助成対象者」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（認定等）」に改め、同条中「審査を行い」を「その内容を審査し」に、「ICバスカードに「敬老」の表示をし、助成金」を「助成金等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、金融機関の口座への振り込みによる支給については、当該振り込みをもって通知を行ったものとみなす。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前条の申請の内容を審査し、助成金等を交付しないことを決定したときは、鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

助成金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

第3条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により、バス助成金を申請する場合は、バス乗車ICカード（以下「ICバスカード」という。）及びICバスカードを購入又はICバスカードに金額を積み増ししたことを証する領収書を申請書に添えて提出しなければならない。
- 3 申請書の提出期限は、当該年度の3月31日までとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(助成金等の額)

第3条 バス助成金及び乗合タクシー助成金（以下これらを「助成金等」という。）の額は次に掲げる額を合計した額で2分の1の額とし、助成金等の限度額は年間5,000円とする。

(1) ICバスカードを購入又は金額を積み増した額

(2) 乗合タクシー乗車賃として自己負担した額

2 前項各号に掲げる額のうち、次に掲げる額は交付対象としない。

(1) ICバスカードのカード預かり保証金に要した額

(2) 鹿屋市高齢者運転免許証自主返納者タクシー利用券、鹿屋市重度障害者タクシー利用券その他本市が交付したタクシー利用券を使用し、乗合タクシー乗車賃を自己負担した額

3 助成金等の対象となる期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条中「敬老の表示をした」を「第4条の規定により助成金等の申請をした」に改める。

第7条の見出し中「助成金」を「助成金等」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、本人以外の者が前条のICバスカードを使用したとき、又は偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたときは、助成金等の一部又は全部を返還させることができる。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車貸助成金交付申請書

下記のとおり、敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車貸助成金の交付を申請します。

利用者	(フリガナ)		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	鹿屋市		
	申請区分等 (該当項目にレ)	<input type="checkbox"/> バス助成金 (ICバスカード購入・積み増し) ※領収書の原本を添付		
		購入・積み増し額	円 (※カード預り保証金を除く。)	
		<input type="checkbox"/> かのや市乗合タクシー助成金 (□運行記録の閲覧に同意する。)		
		利用月	月分から	月分まで
	公共交通機関を利用する理由	<input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 講座・研修等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	振込口座 (本人名義) ※初回申請時、 前回申請時と 変更がある場 合は「通帳の 写し」を添付	金融機関名	銀行・信組 農協・信金 労金・漁協	本店・支店 支所 出張所
		預金種目	普通・その他 ()	口座番号
口座名義		(フリガナ)		
申請者 (窓口に来た方)	※ 利用者本人が申請する場合は記入不要です。			
	※ 代理人が申請する場合は以下を記入してください。 (親族以外が申請する場合は「委任状」を添付)			
	(フリガナ)		電話番号	
	氏名		電話番号	
続柄	※利用者からみた続柄を記入してください。			
住所				

※官公庁が発行した身分証明書（保険証等）、ICバスカード（バス助成金申請時）を提示すること。

上記申請について下記のとおり交付を決定する。

助成可能額	円	助成決定額	円
-------	---	-------	---

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車貸助成金交付却下通知書

年 月 日付で申請のあった、鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車貸助成金については、下記の理由により支給できないので、通知します。

記

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。